

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

本町は奈良盆地の北西部に位置する東西 3.4 km、南北 1.9 km、総面積 5.93 km<sup>2</sup>の県内で3番目に小さな町である。町内には山林がないものの、大和川中心にその支流を含め4つ一級河川が入り組んでいる。地形は平坦であるが東から西への川の流れに伴い低地層になっていることが特徴である。この河川(支流)の一つである「寺川」の西に位置することから「川西」という地名になったと言われている。



(1) 地域の災害リスク

【洪水：ハザードマップ】

当町のハザードマップマップによると、町内に流れる4つの河川の氾濫等による洪水被害の想定は、町内の約90%が50cm未満(床下浸水)から5m以上(2階屋根以上)の被害を想定するなど、水害リスクの高い町である。特に河川の合流地に伴い町の北西部(保田、吐田、唐院)地区は、水位2m~5mの浸水が予想される。この地域は2つの工業団地や当町の地場産業「ボタン産業」に関わる事業所が多く立地する地区である。本会の所在する地域は、災害対策本部が設置される役場庁舎や避難場所となる小学校や町施設に近いが、洪水ハザードマップによると2m未満の浸水が予想されている。

【地震：J・SHIS、ハザードマップ】

当町の近辺には、活動度の高い「奈良盆地東縁断層帯」や「大和川断層帯」があり、町当局ではプレートの境界で発生する地震とプレートの内部で発生する地震の両方の影響を想定する。現時点では、今後30年以内に震度6以上の地震が発生する確率が26%以上(J・SHIS MAP参照)とされている。

また、太平洋沖にあるプレートの境界では、東海地震や東南海地震、南海地震が繰り返し発生しており、その中でも当町に影響を及ぼす恐れのある地震は東南海地震と南海地震で、この2つが同時に発生する可能性があると言われており、その際の震度は6強とされている。

【土砂災害】

当町には山林がないため土砂災害の懸念度は低い。

【その他】

私的感覚ではありますが、奈良県の特に関西盆地は災害が少ない地域だと感じているが、近年は台風の上陸が相次ぎ、当町でも風災や浸水等の被害に見舞われる事態が発生している。特に2017年の台風21号では、主要河川の氾濫が危惧され多くの地区で避難勧告が発令されたことや、2018年の台風21号では、樹木の倒壊や建物被害が多発するなどの事態となった。また当町は降雪のリスクは少ないものの、長雨や空梅雨などその年々による変化があることや、盆地特有の蒸し暑さが特徴で、猛暑日になることも多く熱中症のリスクも高いと思われる。

◆本申請の参考、指針となる計画及び資料は次のとおりである

川西町業務継続計画【大規模災害編】

<https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/cmsfiles/contents/0000005/5694/BCP.pdf>

川西町地域防災計画

<https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/cmsfiles/contents/0000004/4371/kawanishityoutiikibousaikaikaku.pdf>

川西町洪水ハザードマップ

<https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/cmsfiles/contents/0000002/2145/hzmap250208.pdf>

川西町地震ハザードマップ

<https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/cmsfiles/contents/0000001/1990/101.pdf>

(2) 商工業者の状況 (平成31年3月31日現在)

- 商工業者数 246事業所
- 小規模事業者数 208事業所
- 商工会員数 183事業所

[内訳]

業種		商工業者数	商工会員数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	卸売業	7	4	結崎地区に集中
	製造業	56	55	2か所の工業団地とボタン業者が西部に集中
	建設業	32	27	町内に広く分布
	小売業	44	33	結崎地区中心
	サービス業	107	64	町内に広く分布

※小規模事業者の業種詳細が不明のため商工会員数で算定

(3) これまでの取組

① 当町の取組

- 自主防災連絡協議会と協同した防災訓練の実施(年に一度)
- 防災倉庫や指定避難所における防災備蓄品の充当
- 川西町防災行政無線の開局(平成4年)
- 全国川西会議における「災害応急対策活動の相互支援に関する協定」の締結(平成10年 兵庫県川西市、山形県川西町、新潟県十日町市)
- 川西町自主防災連絡協議会の設立(平成25年)
- 定住自立圏における「災害時における相互応援協定」の締結(平成28年 天理市、山添村、川西町、三宅町、田原本町)
- 川西町地域防災計画の策定(平成28年)
- 川西町業務継続計画【大規模災害編】(BCP)の策定(令和元年)
- 川西町防災行政無線のデジタル化(令和2年)

② 当会の取組

- 会員事業所に対し、事業承継に加えた事業継続力の重要性の意義を説き、有事の際の事前準備や行動計画の策定支援を実施。
- 会員事業所に対し、事業継続力強化計画の策定及び認定支援(現状1事業所が認定、申請支援1事業所、策定2事業所)
- BCP 施策チラシの配布
- BCP セミナー(東京海上日動火災保険株)の開催検討(令和2年度開催予定)
- 商工会ビジネス総合保険の加入促進(会員事業所が取引する各損保会社との連携を強化)
- 川西町が実施する防災訓練への参加の呼びかけと協力
- 防火管理者の設置(2名)と防災アナウンス設備のチェックと実施

- 会館の防火点検の実施（3年更新）と消防用設備の点検
- 全国川西商工サミットで連携する全国の川西商工会（山形県川西町商工会、新潟県十日町川西商工会、兵庫県川西市商工会）との災害時の連絡連携、物資や義援金による支援体制の構築

## II. 課題

現状では、突発的な災害や有事への取組に対しての正式な行動計画がなく、その場の対応力に頼る状況である。近年は防災意識が高まりつつある中で本会も行政との連携をより強化した体制づくりが課題となっている。また事業所に対してのアプローチも、BCPの必要意義や事前の準備、有事に備えたソフトやハードの整備に対しての的確な提案ができるよう職員全体のスキルアップを図る必要がある。更に会員事業所が災害に直面する前の準備として必要となる環境整備（安全な場所や避難ルートの整備指導や、補償面で効果的な保険や共済の知識を向上させることが重要である。

## III. 目標

- ①会員事業所を含めた地域小規模事業者に対し、突発的に訪れる地震やゲリラ豪雨、台風の接近などの災害リスクの認識や、これらが引き金となる火災や電気事故などライフラインに関わるリスクマネジメントとして、発災前の事前対策の重要性等についての啓発活動を実施し、BCP意識の向上を図る。
- ②本会与当町との間に被害情報報告ルートの体制を早期に構築する。
- ③（災害発生前）・事前準備として、本会組織内の体制づくり、連絡網の整備等を実施する。また行政や関係機関との連携体制を構築する。
  - ・災害発生を想定したシュミレーションにて円滑な行動計画となるようブラッシュアップ。
 （災害発生後）・地域や会員事業所を含めた小規模事業者の被害情報の収集と対応を当町との連携により迅速に対応する。
  - ・関係機関との連携により、国の施策や融資、保険や共済の手続等により、早期の復旧、事業の再開へ支援する。
  - ・心身のケアを含めたサポート。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町と役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

#### 〈1. 事前の対策〉

本計画に基づき協議を重ね早期に「災害時における相互連携協定」を当町との間で締結し、発災時に混乱なく的確な応急対策等に取り組む。

#### ①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会員事業所及び地域小規模事業所への支援業務の際、当町が発行するハザードマップや、各機関のHP等により、事業所所在地の自然災害等にリスク等の周知を図る。
- ・災害リスクの影響軽減するための取組や対策として有効な「商工会ビジネス総合保険」の紹介、あっせんを実施する。
- ・会員事業所に対しては、定期的に発信する広報によりBCPの必要性や施策等を周知する。また、地域小規模事業者に関しては、本会並びに当町のHPでの周知や町発行の広報誌「広報かわにし」に施策案内などを掲載し周知する。
- ・会員事業所及び地域内小規模事業者に対し、事業者BCP策定の必要性や効果を助言、提案するとともに、効果的な訓練の実施支援や各種補助金等の加点項目などについてのメリッ

トを唱え推進する。

- ・ 損保会社との連携によるセミナーの開催や、専門家による集団、個別支援の持続的実施。
- ・ 各地域で発生した災害での現状や対応、有効な事前対策などの事例を掌握し、マニュアル化し支援指針とする。

②当会の事業継続計画の作成

本申請を機会に令和2年度内に「事業継続継続力強化計画」を策定し、理事会における承認を得る。

③関係団体との連携

- ・ 連携する損保会社との協力によるセミナーの開催や、他の関係機関が実施するセミナーの共催や後援などによる幅広い啓発活動を実施。
- ・ 奈良県商工会連合会や信用保証協会などの専門家派遣制度を活用した個別支援を実施。
- ・ 町内の金融機関や町の施設等への啓発ポスターの掲示依頼。
- ・ 広域協議会を含めた他の商工会との連携によるセミナーの開催や、HPのリンク等による啓発活動。

④フォローアップ

- ・ 会員事業所及び地域小規模事業者のBCPへの取組に関する全般的な伴走支援の実施。
- ・ 現状での認定事業所、計画策定事業所（認定予定）への計画遂行状況のチェック機関としてのフォローアップを実施。
- ・ 本会に設置、常設する「創業支援相談窓口」の業務領域に「BCP支援相談」としての側面機能を持たせ全般的な支援体制を構築する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・ 当町が策定する「川西町業務継続計画【大規模災害編】」や「川西町地域防災計画」を基に、行動計画の遂行や見直しにより、有事の際の的確な対応への準備を整える。
- ・ 当町が実施する防災訓練に積極的に参加し、有事の際のシュミレーション能力を向上。
- ・ 定期（不定期）的に防災訓練を必要に応じ実施する。
- ・ 防災に係る設備等の定期的点検。

## 〈2. 発災時の対策〉

自然災害等の発災時には人命救助が第一であることから、それを全うするための手順の整備と地区内の被害状況を確認し、関係機関に連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。同時に職員の家族の安否確認や、住所近辺の道路状況や建物倒壊状況報告等を確認する。
- ・ 災害規模によるが、電気の不通や電話回線の不調、混雑などが想定されるので、状況報告等はSNS等を活用した報告も良とする。
- ・ これらで得た情報は、本会と当町で共有する。
- ・ その他の手順は、当町が策定する「川西町業務継続計画【大規模災害編】」や「川西町地域防災計画」の手順を準用する。

②応急対策の方針決定

- ・ 基本的に、当町が策定する「川西町地域防災計画」に準ずるが、災害の規模などにより順次状況が変動する際は、当会と当町とで緊急対策の方針を決定する。
- ・ (豪雨における場合) 職員自身の目視で命の危険性が感じる場合や、気象庁HP「雨雲レーダー」等での確認で出勤が不可能である降雨量や状況であれば、出勤を取りやめるなどの自己判断により命の安全を確保する。それらの原因で公共交通機関が運休する場合や通勤路の冠水、堤防の状況も同様である。その際には、当会事務局統括者にその旨の連絡を入れなければならない。また、「雨雲レーダー」での動きによる降雨状況、警報解除などにより出勤する。

(地震における場合) 地震発生時、特に震度5弱以上の地震においては、建物の倒壊や道路の陥没、堤防の破損、決壊などの危険の感知により自己の判断で出勤を取りやめるなどの自己判断により命の安全を確保する。またこれ以下であっても余震等が危惧されれば、同様の判断でも良い。ただし職場への連絡義務は怠らず、安全が確認できれば出勤する。

(台風における場合) テレビやインターネットでの情報と、現状を勘案した判断が必要となる。帰宅時間等に影響を及ぼす可能性があれば、出勤の取りやめや早退などの判断により安全を確保する。

- ・各災害状況における場合において、勤務地と住所地が遠隔な場合は、双方の場所の状況を鑑みた状況判断する。
- ・職員全員が被災するなどの状況が発生した際の役割分担や連絡体制の構築を整備する。
- ・各災害の大まかな被害状況の確認後、できるだけ早く情報を共有し対策の検討を図る。

#### 被害規模の目安

現状、当町では被害規模の目安の定義づけはないが、大規模災害時として「災害対策本部」の設置基準は次のとおりである。

災害対策本部設置	(地震発生時) 震度5弱以上の大型地震が発生した場合(東南海・南海地震が同時に発生した場合は震度6強以上となる可能性がある) 町内の被害予測(奈良県の想定)※参考 川西町事業継続計画 P5 5 (1) その他、状況に応じて町長の判断で設置する。
	(風水害) ・2号動員 相当規模の災害が発生したとき、または発生することが予想されるとき 小規模な災害が数箇所が発生した場合 ・3号動員 大規模な災害が発生したとき、あるいは発生する予想されるとき

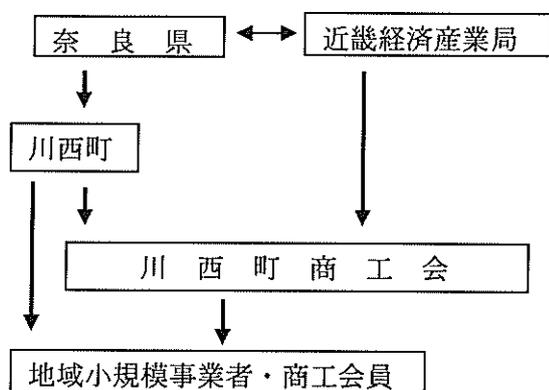
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況を共有する

発災後～1週間	1日に3回共有
8日目～20日間	1日に2回共有
20日以降～1ヵ月	1日に1回共有
1ヵ月以降	2日に1回共有

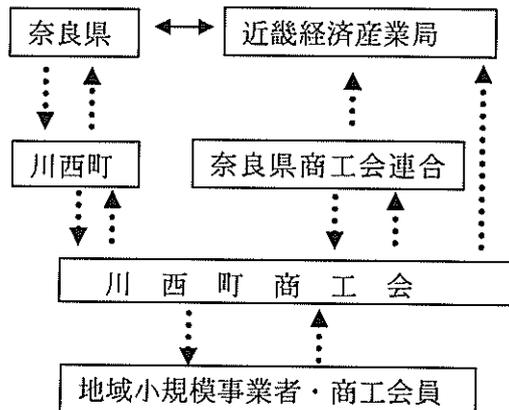
#### 〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等の発生時に、地域内の小規模事業者への直接被害(物的人的被害等)や従業員やその家族などに対する被害情報の迅速な対応及び指揮命令を、円滑に実施することができる体制や仕組みを構築する。
- ・当町が災害対策本部の設置となる甚大な災害の発生時は、当町の「業務継続計画【大規模災害編】」の指針に基づいた行動計画の履行に努める。
- ・二次災害や被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する機関整備を実施する。
- ・当町と共有した被害情報等を、奈良県が指定する方法にて当会あるいは当町より奈良県に報告する。また、被害集約を取りまとめる奈良県商工会連合会には当会から報告する。

◇指示命令系統及び



◇連絡体制



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・災害発生において被害を受けた商工会員及び地域小規模事業者に対しての相談窓口の開設については、当町との協議のうえ検討する。なお、国や県の依頼を受けた場合はその要綱に基づき特別相談窓口を設置する。その際は、本商工会館での開設を第一候補とするが、安全性が確保された場所にて設置する。
- ・商工会員及び地域小規模事業者の被害状況の詳細を把握し、罹災証明等の発行手続き等の円滑化に努める。
- ・応急時に有効な被災事業者向けの国や県、町の施策情報についての周知を図る。
- ・加入している保険や共済の手続等の迅速化を図る。

<5. 地域小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県や当町の方針に従って、復旧や復興支援の方針を決め被災小規模事業者に対しての支援を実施する。
- ・国や県、町の有効な復旧、復興施策の情報提供による被害の軽減化を図り、事業再開への負担軽減を図る。
- ・その他、関係する機関（日本政策金融公庫や信用保証協会、中小機構など）の復旧、復興施策の活用による支援を強化する。
- ・罹災証明の発行の円滑化に努めるほか、税務支援による負担軽減を図る。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応がこんな場合は、奈良県商工会連合会の協力を得て、他の地域の職員等の派遣を検討するほか、奈良県や当町に相談し、適切な対応を可能とする人員整備をする。

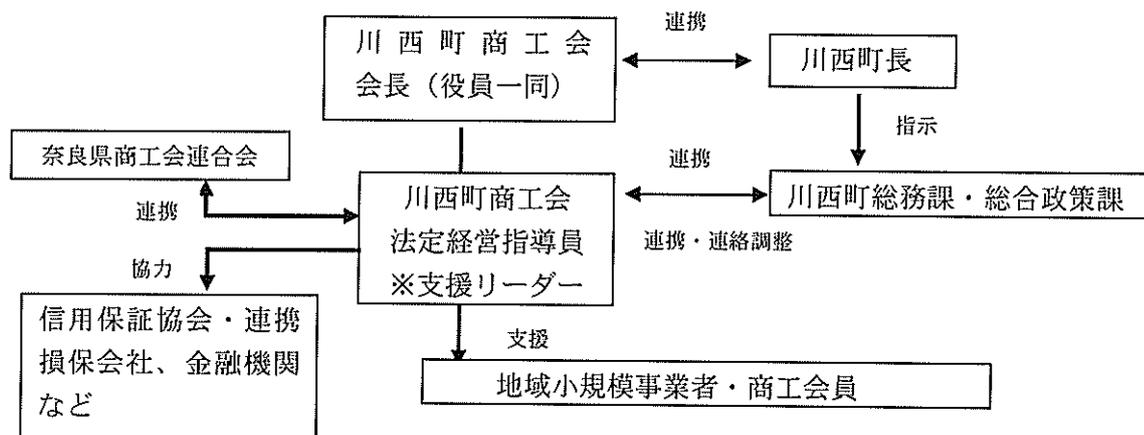
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2019年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

吉岡清訓 (連絡先は後述(3)①参照)

奥洋 ( ) ※奈良県商工会連合会

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画全般の理解を得るための解説(理事会、部会等)
- ・本計画で実施する取組等の情報提供や提言活動(日常業務)
- ・本計画の進捗状況の確認と見直し、ブラッシュアップを実施。個々の事業所に対するフォローアップ。(適宜実施し年に1度の総括)
- ・支援施策の定期的な発信(会員への広報、町広報誌への掲載のほか巡回窓口指導にて)
- ・BCPセミナーの開催等による集団指導(適宜)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

川西町商工会

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎217-1

TEL 0745-44-0480 FAX 0745-44-1831

E-mail kawa2445@kcn.jp

奈良県商工会連合会

〒630-8213 奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館3階

TEL 0742-22-4412 FAX 0742-26-2698

E-mail kenren@shokoren-nara.or.jp

②関係市町村

川西町役場 総務課

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎 28 - 1  
 TEL0745-44-2211 (代) FAX0745-44-4734  
 E-mail ssoumu@town.nara-kawanishi.lg.jp

川西町総合政策課

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎 28 - 1  
 TEL0745-44-2213 (直通) FAX0745-44-4734  
 E-mail seisaku@town.nara-kawanishi.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	350,000	300,000	300,000	280,000	330,000
広報媒体作成費	100,000	100,000	100,000	50,000	100,000
広報媒体発送費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
セミナー開催費	150,000	120,000	100,000	100,000	100,000
専門家費用	50,000	80,000	80,000	80,000	80,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

町補助金及び自己財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所  
 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 奈良県商工会連合会 会長 松塚幾善
- 奈良県火災共済協同組合 理事長 松塚幾善
- 南都銀行川西支店 支店長 木村靖弘
- 奈良中央信用金庫 結崎支店 支店長 松田康孝
- 東京海上日動火災保険(株)
- あいおいニッセイ同和損保(株)

連携して実施する事業の内容

- ① 情報の共有、指示系統 →→被災等の状況共有と対応指示など (□)
- ② 保険、共済の取扱い →→災害時を想定したリスク回避のための保険や共済の加入斡旋 (■)
- ③ 融資、金利減免等 →→災害リスクの回避のための設備関係融資や災害発生後の復旧、復興に向けた融資の斡旋 (◇)
- ④ 国等の施策 →→国の施策、助成金等 (◆)
- ⑤ セミナーの開催 →→BCP セミナーや保険、個別相談等 (■)

連携して事業を実施する者の役割

- 奈良県商工会連合会  
会長 松塚幾善 (役割) 県下の商工会地区の状況把握により、効果的な行動指示や情報の共有を図り、現場対応の円滑化を図る。  
(効果) 他の地域の情報把握により、的確な行動への情報発信や、施策情報や復旧支援により地域小規模事業者の経営サポート。
- 奈良県火災共済協同組合  
理事長 松塚幾善 (役割) 火災共済(地震特約付帯)など小規模事業者等の有事の際のリスク軽減を図る共済を取り扱う。  
(効果) 各商工会が代理所として身近で強い信頼関係を構築していることで、各加入者が被災した際、迅速な対応で早期による復旧、事業再開へのサポート。
- ◇南都銀行川西支店 (役割) 地域小規模事業者との取引も多く、近い距離間で接することで、リスクマネジメントに関する提案や提供する。  
◇奈良中央信用金庫 結崎支店 (効果) 当会とも距離感が近いことから、被害状況や連携した復旧、事業再開支援を連携する。
- 東京海上日動火災保険(株)  
■あいおい損保 (役割) 奈良県商工会連合会と業務提携を締結し事業継続計画に効果的な「商工会ビジネス総合保険」を取り扱う。また以前から「BCPセミナー」の開催協力を提案、開催している。  
(効果) 商工会ビジネス総合保険は、商工会員には団体割引が適用されることで経費負担を軽減できる効果的な商品として提案できる。従来からBCPセミナーやワークショップ、危機管理に関する講習会などの開催を提案することから、積極的な開催により意識向上を図る。

連携体制図等

